

国名	氏名	在職	官途・通称	法名
出雲	塩治高貞	建武三(二三六)・平暦応四(三四一)・三	左衛門少尉 隠岐守	
山名時氏	山名時氏	暦応四(三四一)・平康永二(三四四)・ハ	伊豆守	道静
京極高氏	京極高氏	康永二(三四四)・平貞和五(三四六)・甲	佐渡大夫判官	道静
山名時氏	山名時氏	観応二(三五二)・平文和元(三五三)・ヤ	伊豆守	道静
京極高氏	京極高氏	文和元(三五三)・平貞治四(三五五)・五	佐渡大夫判官	道静
同	貞治五(三六六)・平応安元(三六六)・一	佐渡大夫判官	佐渡大夫判官	道静
京極高秀	応安元(三六六)・平康暦元(三七七)・二	治部少輔 大膳大	治部少輔 大膳大	道静
山名義幸	康暦元(三七七)・平永徳元(三八一)・甲	讃岐守	讃岐守	道静
山名満幸	至徳二(三八五)・平明徳二(三九九)・三	弾正少弼 讃岐守	弾正少弼 讃岐守	道静
京極高詮	明徳三(三九九)・平応永八(四〇一)・ハ	治部少輔	治部少輔	道静
京極高光	応永八(四〇一)・平応永九(四〇三)・二	民部少輔 大膳大	民部少輔 大膳大	道静
京極持光	応永九(四〇三)・平永享六(四四四)・ハ	吉童子丸 治部少	吉童子丸 治部少	道静
京極持高	永享七(四四四)・平永享二(四四六)・正没	治部少輔	治部少輔	道静
京極高数	永享二(四四六)・平嘉吉元(四四八)・没	加賀守	加賀守	道静
京極持清	嘉吉元(四四八)・平文明二(四四九)・没	中務少輔 大膳大	中務少輔 大膳大	道静
京極某	文明二(四四九)・平文明三(四四九)・関八	孫童子丸	孫童子丸	道静
京極政高(政経)	文明三(四四九)・関八	治部少輔 大膳大	治部少輔 大膳大	道静
京極某	永正五(四五八)・二	吉童子丸	吉童子丸	道静
尼子晴久	天文三(四五八)・甲	民部少輔 修理大	民部少輔 修理大	道静

③ 太平記(巻一三)「競馬進奏藤房卿諫言事」

△大日本史料六一二
(前略)其比佐々木塩治判官高貞カ許ヨリ龍馬ナリトテ、
月毛ナル馬ノ三寸許ナルヲ引進ス、其相形ケニモ尋常ノ
馬ニ異ナリ、骨拳リ筋太クシテ脂肉短シ、頸ハ雞ノ如ニ
シテ、須弥ノ髮膝ヲ過、背ハ龍ノ如クニシテ、四十二ノ
辻毛ヲ巻テ、背筋ニ連レリ、両ノ耳ハ竹ヲ批テ直ニ天ヲ
指、双ノ眼ハ鈴ヲ懸テ地ニ向フ如シ、今朝ノ卯刻ニ、出
雲富田ヲ立テ、酉刻ノ始ニ京著ス、其道既ニ七十六里、
鞍ノ上閑ニシテ、徒ニ坐セルカ如シ、然レ共旋風面ヲ撲
ニ堪ストン奉シケル、則左馬寮ニ預ラレ、朝ニハ禁池ニ
水飼、夕ニハ花殿ニ秣カフ、(後略)

④ 諏訪部貞助軍忠状写(諸家文書纂・三刀屋文書・水戸影考)

諏訪部彦十郎貞助申軍忠事
一 土屋四郎左衛門尉同一族等、并伊藤弾正左衛門尉以下
凶徒等、為御敵、楯籠出雲国阿用庄蓮花寺城之間、去
七月八日、属于守護方御手押寄之処、件凶徒等皆以令
降参訖、
一 御敵朱鳥藏人三郎入道以下凶徒、楯籠朱鳥庄内由木城
之間、同月十二日押寄之処、御敵等令降参畢、
一同朱鳥藏人次郎、佐々木近江次郎左衛門尉貞宗以下輩、
楯籠同庄内野萱、并下子城之間、同十三日押寄之処、
凶徒等令没落畢、
一 伯州凶徒等打越当国之由有其間之間、八月八日馳向安
朱津致警固、同十二日罷雲州御敵佐々木信濃五郎左衛
門尉、同六郎左衛門尉以下御敵、同十三日打出高野山
之間、懸先陣致至極合戦、至于富田関所御共仕、終夜
抽忠節之条、吉田兵衛次郎被存知者也、
一 翌日十四日、於平浜八幡合戦之時致忠訖、於所々軍忠
御見知上者、賜御証判、為備後証、恐々言上如件、
観応元年八月日
承了(花押影)

⑤ 北垣光昌軍忠状(小野家文書)

出雲国大野庄内祢宇村一分地頭北垣三郎五郎光政申軍
忠事、
右、今月十二日土屋四郎左衛門尉・同修理亮・佐々木近
江六郎左衛門尉以下、率数百騎勢令謀叛打出之間、佐陀
次郎左衛門尉・玖潭彦四郎・小堺次郎左衛門尉等令同
心、為御方楯籠佐陀城之処、同十三日於白濁橋上佐々木
三川守・朝山右衛門尉馳向、御敵被致合戦之間、自佐陀
城打出致後攻、追扨御敵畢、同十四日於八幡津・森山先
懸致散々合戦之条、同所合戦之間、朝山右衛門尉・佐々
木三川守被見知之上者、無其隠者也、仍賜御証判為備後
証亀鏡、粗言上如件、
観応元年八月日
「承候了(花押)」

二 南北朝の内乱と出雲守護所

1. 中世後期の守護と守護所

- ・中世後期の守護所に関する研究の進展
⇒方形館が守護所の基本
：月山富田城は守護所にはふさわしくない、富田を中世後期の守護所とみなす理解は要検討
- ・中世後期の出雲守護の変遷

塩治氏 →1343 京極氏 →1351 山名氏 →1352 京極氏 →1379 山名氏 →1395 京極氏 →尼子氏
⇒守護の変動に伴って、それぞれの拠点に置かれた守護所の位置も移動

2. 塩治・八幡・富田の機能と戦乱

(1) 塩治氏と塩治郷

鎌倉時代の末から南北朝内乱期の初めまで、出雲の守護を務めたのは佐々木一族の塩治高貞
⇒塩治氏は海上から軍事行動を展開
：斐伊川水運の要衝である塩治郷を拠点に、日本海の海上交通を押さえながら南朝勢力に対峙
1341塩治高貞の滅亡 →以後も、塩治郷は塩治氏の子孫が確保していたとみられる
⇒山名氏は上郷入道を出雲の守護代に登用、その子の塩治駿河守が後任の守護代に就任

(2) 京極氏と八幡・竹矢

1341塩治高貞の滅亡後、塩治氏に代わり同じ佐々木一族の京極氏導誉が守護就任
⇒京極氏は塩治氏の拠点であった八幡・竹矢地域に所領を確保、ここに守護所を設ける
平浜八幡宮 (=守護領)、竹矢郷 (=得宗領 →建武政権に没収)
⇒暦応4(1341)守護塩治高貞の死後、八幡・竹矢は後任守護の京極氏に継承

出雲安国寺の創設 [⑨⑩]

京極氏とその家臣団も八幡・竹矢地域の寺社を保護
：中海沿岸部に向かって平浜八幡宮の関連寺社領や屋敷地が広がっていたものか
八幡・竹矢地域における合戦
：1350 安来津・白濁橋・八幡津・森山など内海水運の拠点が戦場となる

(3) 塩治氏・富田氏・山名氏と富田

塩治高貞は富田に勢力拠点を確保し、富田氏を配下に組織していた
塩治高貞の没落後、富田秀貞は南朝に接近→南朝方を出雲守護に任命される
1363 山名時氏が南朝から幕府に帰参→富田は山名氏の勢力が確保したものか
富田における合戦
1350 出雲国内の敵蜂起→高野山に打出・合戦→富田関所まで御供
1391 内野合戦後、山名満幸の代官である塩治駿河守が富田城に立て籠もり抵抗・切腹
⇒富田は、塩治氏→富田氏→山名氏に受け継がれ、八幡の京極氏に対抗する勢力の拠点
⇒明徳の乱で山名氏の勢力が一掃されてからは京極氏が富田を掌握するようになったものか
・鎌倉時代に佐々木氏が抱えていた5カ所の守護領の中世後期における変遷
塩治郷：塩治氏、 八幡：塩治氏→京極氏、 富田：塩治氏→富田氏→山名氏→京極氏、
美保関：塩治氏→松田氏→京極氏、 古志郷：古志氏

⑥ 出雲守護京極持高書状（日御碕神社文書）

＊新県史

御崎御遷宮、来月廿七日由承候、目出候、仍自京都代官於可下之由承候、山門神輿就御動坐事、物念時分候、江州辺為警固下向候、両社家奉行代官事申付候、御遷おなさ^れ候へ、目出候、巻数上給候、令祝着候、祈禱事憑入候、恐々謹言、

閏七月廿三日
御崎検校^{（日野貞政）}
持高^{（京極）}（花押）

⑦ 日御碕社一神子重申状（日御碕神社文書）

＊新県史

〔端裏貼紙〕
「永享十一年十一月一神子言上書」

出雲国日御碕一神子重言上、
早任先例蒙 御成敗、欲被退兩國造奸訴事
副進、^{代々御下知安堵}御判、^{杵築御崎社司和与状}

一日御碕者日本第一靈社也、其旨忝 天照大神之御語也、委細神祇等先度目安仁申上畢、

（中略）

一字賀野殿御事、為時之守護代 上意、無為無事時節、誰可背申哉、仍馬田御筈向時者、自杵築号捧巻^{佐竹下}、^数兩人仁相副、大勢合力事無其隱者也、然自当社者、纔令進巻数計也、今兩國造如申上者、或親類、或神人差遣之由申上之条、更以無跡形申状也、宜有国中面々仁御尋候哉、於自余題目者、依為検校蒙昧、

一神子及七旬老女致參洛上者、每事可有御察候、
〔脱カ〕
□正長元年十月十七日并当年正月六日、国造卒大勢、

御崎仁令発向、種々獲藉、以外之間、尼子四郎左衛門尉殿雖有御成敗、更無承引、結句重而令乱入、舟別棟別等押取之条、言語道断惡行也、（後略）

⑧ 尼子経久袖判多胡久愛預ケ状写

（毛利家文庫諸臣証文・多胡家・山口県文書館）

伊予守^{（尼子経久）}（花押写）
預ケ申平浜別宮御神田之事
合八石三斗者、

参反 壹貫貳百文尻 ナクラ
貳反 壹貫貳百文尻 スミ田
壹反半 八百五十文尻 ワタ打河
壹反 五百文尻 ア井原
壹反 四百文尻 同所

已上長田郷大谷分ニアリ、

壹石壹斗貳升者、貳反八百文尻 朝酌郷中ノ坪
九斗者、貳反催士給、五斗ナル三反姫津、四斗ナル
阿陀加江、^{（高根郷）}
七斗者、壹反五百文尻、松童田ノ内、八幡庄大井ノ
村

御神田本土貢如此、但隨年而損亡行在所也、
拾四俵者八幡十名ヨリ出ル、十六石米ノ内也、

六貫文者、上分錢、馬形^{（佐竹下）}
壹貫文者、公家田ノ役錢、朝酌郷

右、彼長田・朝酌・阿陀加江之御神田者、先年御造營之時、買得主依致隠田為闕所者也、此御公用之外ニ当寄進之神田又十六石米之内、又上分錢、又公家田役錢ヲ相副、六供中へ預ケ申者也、然者以彼御公用、每年末社廊鐘樓已下可有御造營也、算用之辻者、以日記可承候、若彼田地為六供衆壹反モ於沽却者、坊職共ニ可致闕所候、被成其御心得、御作事之儀者不及申、通夜籠社頭勲行無御無沙汰可有奉公候、然上者社家衆之無沙汰ヲモ承而、堅可申付候、仍為後日預ケ状如件、

享祿三年五月十三日 多胡美濃守 久愛（花押写）

平浜別宮
六供衆中

⑨ 尼子晴久袖判多胡久盛知行注文写

（毛利家文庫諸臣証文・多胡家・山口県文書館）

（花押写）

乃木之内^{（金手郷）} 御代官
おか村 御給所
西長田成田分之事 御給所
太郎丸名 人夫御免 御給所
兄弟兩三人抱分 今度あらため計候事、
北浦之内江淵名 永代從湯殿美濃守買得^{（金手郷）}
意宇郡紺役一円 從大殿様御判アリ^{（尼子経久）}
矢田村名 又散田分
春林分 米原新五兵衛所ヨリ年記^{（金手郷）}
揖屋相物役錢之事
塩役錢之事 八幡市場モ同前也、
大願寺 買得^{（石州系）}
以上、

天文十二年七月廿三日 多胡次郎右衛門尉 久盛

⑩ 毛利元就袖判平浜別宮領書立

（折紙、野村家文書・古代出雲歴史博物館）
（花押）

平浜別宮領書立

此外海上相計さかへ在之

一八幡庄三百貫 馬形^{（佐竹下）}
但近年者此内六十貫前知行 上分共ニ
一百貫前 竹矢郷内^{（佐竹下）}

但近年者此内八町知行^{（金手郷）} 阿陀加江内
一廿三町三百歩 山城之内
一壹町 長田之内
一壹町 朝酌内^{（高根郷）}
一本庄之内 やわた田^{（金手郷）}
一壹町 湯郷^{（佐竹下）}
一壹町五段 朝酌内^{（高根郷）}
于時永祿七年^{（き）}のとし 八月十日

三 八幡から富田へ、富田から松江へ

1. 京極氏の出雲支配と守護代

- ・従来の説：明德乱後に京極氏が一族の尼子氏を近江から富田に下らせ、以後は富田城が出雲支配の中心
→確実な史料に基づく限り、京極氏が一族の尼子持久を出雲に下向させたのは永享頃
- ・そもそもそれ以前は守護代が恒常的に置かれていたわけではない
1433 京極氏は日御碕社から遷宮に際して代官下向を求められる
→近江の山門騒動に迫われ要請に応える余裕がなく、社家奉行に守護代官の務めを肩代わりさせる
京極氏の守護代：隠岐氏（明德の乱後）、宇賀野氏（正長）、尼子氏（永享）
：京極氏一族や譜代家臣から選ばれて出雲に下向
- ・中世出雲では杵築三月会に象徴される伝統的な秩序が息づいており、守護京極氏の支配を制限していた
京極氏の出雲支配は、有力国人や寺社勢力の自立性を前提、彼らに権限を委ねながら実現
：守護代官の務めを肩代わりさせた社家奉行は、守護から自立的な性格を持っていたのではないか

（社家奉行：守護の支配機構というよりも守護方と社家を仲介する機能を果たす存在）

- ・しかし、国造家の分裂、神社勢力の内紛、一宮の祭礼を一国規模で支える体制の動揺など、杵築大社を中心に培われてきた国内秩序が崩れていく中で、守護が神社統制に関与する場面が増大
⇒京極氏は社家奉行などに依存するのでなく、守護代を下らせて、より直接的な支配へ転換

2. 中海西南岸地域の性格

- ・八幡・竹矢地域は、佐々木京極氏との結びつきが濃厚
：平浜八幡宮・安国寺など寺社に対する保護
- ・中海西南岸地域：交通の要衝、府中の玄関口、富田にとっても外港的性格
平浜八幡宮領の中核：八幡荘
八幡津・八幡市場の存在：内海と川を介した水上交通の結節点
八幡荘内にある馬潟で上分徴収→平浜八幡宮に上納

3. 富田城をめぐる戦闘

- ・1467～1477 応仁の乱
しばしば富田城が戦場となる
京都から下った京極政経も尼子氏とともに富田に在城
- ・尼子経久の富田城追放と奪還伝承
尼子経久は幕府・守護の命令をうけた国人たちにより富田城から追放されて後任の守護代に塩冶掃部が任じられた
↓
経久は文明18年正月に奇襲をかけて塩冶掃部助を討ち取り富田城奪還に成功
⇒一次史料が残されていないため、史実を確定するのは困難
守護京極政経が出雲から追い出されるように上洛していることからみて、室町幕府から討伐の対象とされた尼子経久が優位に立つ形で出雲国内の力関係が変動したのは事実とみてよいのではないか